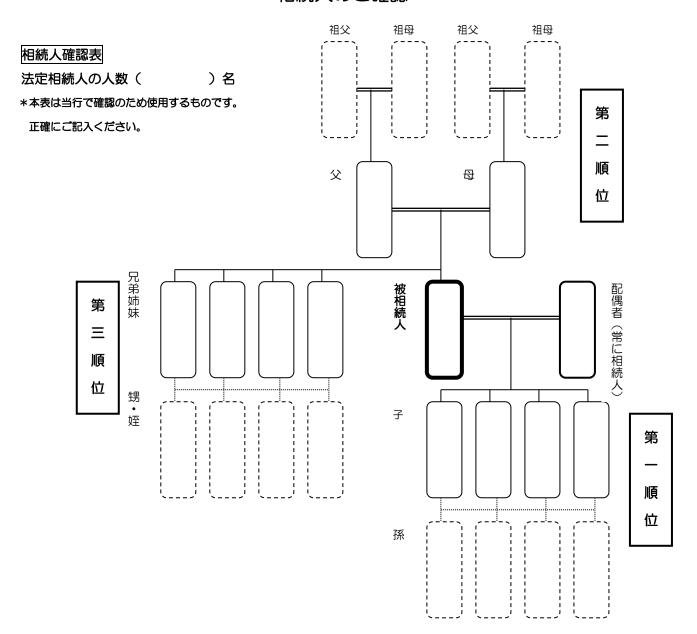
## 相続人のご確認



## <記入上の注意事項>

- 1、配偶者がいる場合、配偶者欄にご記入ください。(常に相続人になります。)
- 2. 以下の方が、配偶者とともに相続人となります。
- (1) 第1順位(子(またはその代襲相続人 $_{*1}$ )) の相続人がいる場合、第1順位欄にご記入ください。 %1 子がすでに死亡している場合は孫が代襲相続人となります。
- (2) 第2順位(父母(第1順位の相続人がいない場合))の相続人がいる場合、第2順位欄にご記入ください。なお、父母がすでに死亡している場合で祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。
- (3) 第3順位(兄弟姉妹(第1順位、第2順位の相続人ともいない場合))の相続人がいる場合、第 3順位欄にご記入ください。なお、兄弟姉妹がすでに死亡している場合は、甥・姪が代襲相続人 となります。